

**外出先のバリアフリーの状況について**

**問13** あなたが自宅を出た後、日常よく出かけるところ（例えば、職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために不便を感じることはありますか。（〇は1つだけ）

ある	ない
1	2

**問14** (19ページ)へ

**問13-1**

それはどこですか。（〇はいくつでも）

1	道路	【1】を選んだ方は、必ず <b>問13-1-1</b> <b>問13-1-2</b> を回答してください。
2	公園	【2】を選んだ方は、必ず <b>問13-1-3</b> を回答してください。
3	鉄道の駅や電車の車両	【3】を選んだ方は、必ず <b>問13-1-4</b> <b>問13-1-5</b> <b>問13-1-6</b> を回答してください。
4	バス乗り場やバスの車両	【4】を選んだ方は、必ず <b>問13-1-7</b> <b>問13-1-8</b> を回答してください。
5	その他 ( )	【5】のみを選んだ方は、 <b>問14</b> (19ページ)へ お進みください。

【5】のみを選んだ方は、  
**問14** (19ページ)へ  
お進みください。

**道路について**

《**問13-1**で「1 道路」を選んだ方にお聞きします。》

**問13-1-1**

高齢者・障害のある方、妊産婦・乳幼児を連れての方などが、道路を利用しやすくなるために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

1	車道と歩道を分離したり、歩道の幅を広げる
2	横断歩道部など歩道から車道への移動を円滑にするため、歩道と車道の段差を少なくする
3	歩道の勾配（歩道面の傾斜の度合い）が急な箇所を緩やかに改善する
4	歩行者が安全に渡れるように、信号の時間を改善したり、音響式信号機などを設置する
5	横断歩道橋や地下横断歩道、高低差のある橋にエレベーターを設置するなど、立体横断施設等をバリアフリー化する
6	だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標識を整備する
7	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
8	ベンチなど休憩できる場所を整備する
9	歩行者と自転車の通行空間を分離する
10	歩道上の看板や放置自転車などの障害物をなくす
11	歩道のへこみや視覚障害者誘導用ブロックのガタツキ、区画線の剥がれなどを補修する
12	その他 ( )

**問13-1-2**

どのような道路でバリアフリー化を重点的に進める必要があると思いますか。（〇は2つまで）

1	駅やバス停などの公共交通施設の周辺道路
2	役所などの公共施設や福祉施設、病院などの医療施設等の周辺道路
3	学校や保育園、幼稚園などの周辺道路（通学路、通園路等）
4	災害時の避難場所の周辺道路
5	住宅地内の道路
6	その他 ( )

公園について

《問13-1で「2 公園」を選んだ方にお聞きします。》

問13-1-3

高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れての方などが、公園を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。  
(〇は3つまで)

1	出入口や園内通路の段差をなくしたり、幅を広げる
2	ベンチなど休憩できる場所を整備する
3	車いすの方が使いやすいトイレを整備する
4	乳幼児を連れての方が使いやすいトイレを整備する
5	カーユニバーサルサイン（P11※参照）に配慮するなど、だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標示を整備する
6	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
7	車いすの方などに配慮した、障害者の駐車スペースを整備する
8	視覚障害者用ガイドヘルパー（目の不自由な方を案内したり誘導したりする人）を配置する
9	障害のある子供もいない子供も、だれもが一緒に遊べるユニバーサルデザイン遊具を整備する
10	維持管理を適切に実施する
11	その他（ ）

15

鉄道の駅や電車の車両について

《問13-1で「3 鉄道の駅や電車の車両」を選んだ方にお聞きします。》

問13-1-4

高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れての方などが、鉄道の駅を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。  
(〇はいくつでも)

1	出入口や通路の段差をなくしたり、幅を広げる
2	エレベーターを整備する
3	エスカレーターを整備する
4	車いすの方が使いやすいトイレを整備する
5	乳幼児を連れての方が使いやすいトイレを整備する
6	カーユニバーサルサイン（P11※参照）に配慮するなど、だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標示を整備する
7	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
8	券売機や窓口を利用しやすくする
9	乗降場（駅のホームなど）と車両とのすき間や段差をなくす
10	乗降場（駅のホームなど）と車両の間に、転落・接触防止用のホームドアなどを設置する
11	駅員の接遇向上を図る
12	その他（ ）

16

《問13-1で「3 鉄道の駅や電車の車両」を選んだ方にお聞きします。》

問13-1-5

鉄道の駅のトイレにおいてどのような整備・対応が必要だと思いますか。  
(〇はいくつでも)

1	車いすの方の利用に配慮する(車いすの通行や利用に十分な空間を確保するなど)
2	乳幼児を連れの方が使いやすい設備を増やす(ベビーチェアやベビーストップの設置など)
3	オストメイトの方が使いやすい設備を増やす(オストメイト用設備(※)の設置など)
4	高齢の方が使いやすい設備を増やす(洋式便器、手すり、背もたれの設置など)
5	大型ペットを増やす
6	介助者や同伴者との利用に配慮する(個室内のカーテンや利用者を待つためのベンチの設置など)
7	その他の様々なニーズに対応したトイレを増やす(男女共用のトイレ、親子用のトイレなど)
8	トイレの配置や機能を示した表示を設置する
9	維持管理を適切に実施する
10	その他( )



※ オストメイト用設備とは...  
オストメイト(人工肛門、人口膀胱保持者)の利用に配慮して、バウチ(排泄物をためておく袋)や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し(洗浄装置・水栓を含む。)をいいます。

問13-1-6

高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れの方などが、電車の車両を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。  
(〇は2つまで)

1	車内に、停車駅などを表示するための電光掲示板などを見やすい位置に設置した車両を整備する
2	車いすやベビーカーなどの専用スペースを整備する
3	カラユニバーサルデザイン(P11※参照)に配慮するなど、だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標示を整備する
4	駅員などの接客向上を図る
5	その他( )

バス乗り場やバスの車両について

《問13-1で「4 バス乗り場やバスの車両」を選んだ方にお聞きします。》

問13-1-7

高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れの方などが、バス乗り場を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。  
(〇は2つまで)

1	カラユニバーサルデザイン(P11※参照)に配慮するなど、だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標示を整備する
2	視覚障害者誘導用(点字)フォントを整備する
3	バス乗り場などに、ベンチや屋根を設置する
4	バス乗り場などに、車両運行状況の表示装置を設置する
5	バス乗り場などで、バスを安全に待つことができる配慮をする
6	その他( )

問13-1-8

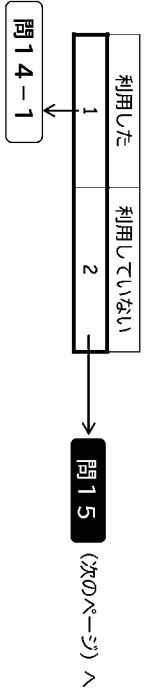
高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れの方などが、バスの車両を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。  
(〇は2つまで)

1	乗降口の階段がなく、車いすなどでも乗り降りしやすいノンステップバス等を整備する
2	車内に、停留所などを表示するための電光掲示板などを設置した車両を整備する
3	車いすやベビーカーなどの専用スペースを整備する
4	移動が困難な高齢者や車いすの方が利用しやすいよう、地域の生活拠点などを結ぶコミュニティバス等を整備する
5	カラユニバーサルデザイン(P11※参照)に配慮するなど、だれもが利用しやすく、わかりやすい路線図等の表示を整備する
6	運転手の接客向上を図る
7	その他( )

**建築物について**

**問1 4**

官公庁施設（都庁舎、区・市役所、税務署など）についてお聞きします。  
 あなたは上記の施設を、過去1年くらいの間、利用したことがありますか。  
 (〇は1つだけ)



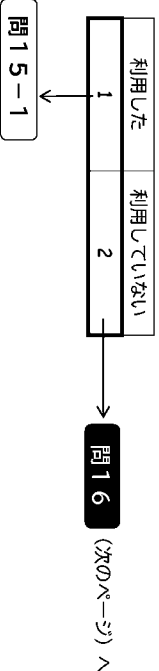
上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を運れた方などが利用する場合、  
 利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(〇は①から④までそれぞれ1つずつ)  
 また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑤の「」欄にお答えください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど)	だれちが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター等の整備	車いすの方が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	乳幼児を運れた方が使いやすいトイレの整備 (ベビーカーやベビーストックが設置されたトイレなど)	オストメイトの方が使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P17※参照) が設置されたトイレなど)	高齢の方が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (※) など)	わかりやすい案内標示や視覚障害者誘導用 (点字) フロツク等の整備	車いすの方などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を運れた方などが利用しやすいように、従業員などのサポートが提供されているか。	その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

※ 赤ちゃん・ふらっととは、乳幼児を運れた方が安心して出かけることができるように整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの整備です。  
 東京都では、公園や児童館などの公共施設、その他乳幼児を運れて出かける身近な地域の整備を推進しています。

**問1 5**

病院や診療所についてお聞きします。  
 あなたは上記の施設を、過去1年くらいの間、利用したことがありますか。  
 (〇は1つだけ)



上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を運れた方などが利用する場合、  
 利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(〇は①から④までそれぞれ1つずつ)  
 また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑤の「」欄にお答えください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど) ※1階のみが存在する施設は除いてお考えください。	だれちが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター等の整備 ※1階の外に所在する施設は除いてお考えください。	車いすの方が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	乳幼児を運れた方が使いやすいトイレの整備 (ベビーカーやベビーストックが設置されたトイレなど)	オストメイトの方が使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P17※参照) が設置されたトイレなど)	高齢の方が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (P19※参照) など)	わかりやすい案内標示や視覚障害者誘導用 (点字) フロツク等の整備	車いすの方などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を運れた方などが利用しやすいように、従業員などのサポートが提供されているか。	その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

**問16** 飲食店（喫茶店や食堂、ファミリーレストランなど）についてお聞きします。あなたは上記の施設を、過去1年くらいの間に、利用したことがありますか。（〇は1つだけ）

利用した	利用していない
1	2

→ **問17** (次のページ)へ

**問16-1**

上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れの方などが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。（〇は①から⑭までそれぞれ1つずつ）また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑯の「」欄にお答えください。

	整備されている 対応されて	やや整備・対応 されていない	あまり整備・対応 されていない	整備・対応されて いない
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備（手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど） ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ だれもが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車いすの方が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦ 乳幼児を連れの方が使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備（P17※参照）が設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑧ オストメイトの方が使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備（P17※参照）が設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑨ 高齢の方が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど） (赤ちゃん・からっと（P19※参照）など）	1	2	3	4
⑩ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・からっと（P19※参照）など）	1	2	3	4
⑪ わかりやすい案内標示や視覚障害者誘導用（点字）フロッタの整備	1	2	3	4
⑫ 車いすの方などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑬ 店舗内で目的の棚やレジまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
⑭ 店舗内の座席の整備 (車いすのまま利用できるなど)	1	2	3	4
⑮ 高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れの方などが利用しやすいように、従業員などのサポートが提供されているか。	1	2	3	4
⑯ その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。	「 」			

**問17** コンビニエンスストアについてお聞きします。あなたは上記の施設を、過去1年くらいの間に、利用したことがありますか。（〇は1つだけ）

利用した	利用していない
1	2

→ **問18** (次のページ)へ

**問17-1**

上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れの方などが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。（〇は①から⑭までそれぞれ1つずつ）また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑯の「」欄にお答えください。

	整備されている 対応されて	やや整備・対応 されていない	あまり整備・対応 されていない	整備・対応されて いない
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 車いすの方が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑤ 乳幼児を連れの方が使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備（P17※参照）が設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑥ オストメイトの方が使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備（P17※参照）が設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑦ 高齢の方が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど） (赤ちゃん・からっと（P19※参照）など）	1	2	3	4
⑧ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・からっと（P19※参照）など）	1	2	3	4
⑨ わかりやすい案内標示や視覚障害者誘導用（点字）フロッタの整備	1	2	3	4
⑩ 車いすの方などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑪ 店舗内で目的の棚やレジまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
⑫ 店舗内の商品棚の整備 (手が届きやすい棚の高さにする、多言語表記を行うなど)	1	2	3	4
⑬ 高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れの方などが利用しやすいように、従業員などのサポートが提供されているか。	1	2	3	4
⑯ その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。	「 」			

東京都の「福祉のまちづくり」について

問 1 8

東京都において、今後「ユニバーサルデザイン（※1）の理念に基づいたまちづくり」や更なるバリアフリー化を進めていくにあたり、特に重点をおいて取り組む必要があると思うものは何ですか。（〇は5つまで）

1	公共交通施設や公共交通機関の整備	( 〇 )
2	建物内の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅のエレベーター設置 ・ホームドアの整備</li> <li>・ノンストップバス等の整備</li> <li>・出入口等の幅の確保</li> <li>・スロープの設置</li> </ul>
3	道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道と歩道の分離 ・歩道の段差を少なくする</li> <li>・歩道の勾配を緩やかに改善</li> <li>・園路等の段差解消</li> <li>・ベンチやトイレ設置</li> </ul>
4	公園、河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー基本構想等の策定</li> <li>・駅から公共施設など連続的な整備</li> </ul>
5	建物、道路、公園、公共交通施設などの連続的、一体的、計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者向け住宅の整備</li> <li>・住宅への手すりの設置など</li> <li>・点字、音声による刊行物の配布</li> <li>・手話通訳者の配置</li> <li>・ヘルプマーク（※2）の推進</li> </ul>
6	高齢者や障害者が住みやすい住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊樂誘導、案内標示の整備</li> <li>・遊樂場所の確保 ・食料など必需品の準備</li> <li>・案内標示等の設置</li> <li>・音声や携帯端末を利用した情報提供</li> </ul>
7	高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の適正利用等を目的としたバリアフリーの作成</li> <li>・障害者等の理解推進を目的としたミニボジウムの実施</li> <li>・福祉のまちづくり功労者の表彰制度など</li> </ul>
8	災害時における要配慮者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部民、事業者、行政による情報交換の場の設定</li> <li>・高齢者や障害者等と交流しながらの体験</li> <li>・高齢者や障害者等の支援方法、コミュニケーション方法の学習</li> <li>・障害者スポーツを通じた理解等</li> </ul>
9	わかりやすく利用しやすい情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関する学習機会の提供</li> <li>・地域のユニバーサルデザインに関する取組を主体的に担う人材の養成</li> <li>・まち歩き点検によるバリアフリーマップの作成等</li> <li>・地域住民向けのまち歩きやワンストップの講師を担当する人材（福祉のまちづくりサポーター）の養成等</li> <li>・民間事業者による従業員への接客研修（障害特性や配慮の方法）等</li> <li>・車いす用のトイレや駐車スペースの不適正利用者に対する高掛け</li> <li>・館内放送・ポスター等による適正利用の呼びかけ</li> <li>・キャンペーン実施、広告物の作成等</li> </ul>
10	「福祉のまちづくり」の普及啓発の充実	
11	当事者の意見を反映するための仕組みづくり	
12	児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育	
13	地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関する学習機会の提供	
14	地域のユニバーサルデザインに関する取組を主体的に担う人材の養成	
15	店舗等における接遇の向上	
16	民間事業者による普及啓発	
17	行政による普及啓発	
18	その他（ ）	

※1 ユニバーサルデザインとは… 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけでなく多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすることです。その対象はハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や情報、サービスなど）に至るまで多岐にわたっています。

◆ユニバーサルデザインの具体的な事例

- ・床が低く、高齢の人や子供でも乗り降りしやすく、また、スロープをかければ車いすの方も容易に利用できるノンステップバス
- ・点字や音声案内、外国語での表記や色違いに配慮するなど、だれにでもわかりやすい案内サイン

◆東京都におけるユニバーサルデザインの5原則

- ・公平（だれもが同じように施設や設備を利用できる。）
- ・簡単（利用者の知識や能力、状況に関係なく容易に施設や設備を利用できる。）
- ・安全（特別な注意を払わなくとも危険なく施設や設備を利用できる。）
- ・機能（使い勝手よく施設や設備を利用できる。）
- ・快適（気持ちよく施設や設備を利用できる。）

※2 ヘルプマークとは… 援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

(例) ・満足や人工関節を使用している方  
 ・内部障害や難病の方  
 ・妊娠初期の方 など



**子育てのための居住環境について**

**問19**

あなたは、子育てをする上で「住宅の周りの環境」にはどのような点が特に重要だと思いますか。(〇は3つまで)

1	子供の遊び場や公園が近くにある
2	周辺の道路が安全である
3	静かな環境にあり、治安がよい
4	託児所・保育所や幼稚園などが近くにある
5	小学校や中学校が近くにある
6	駅やバス停に近く、通勤に便利である
7	小児科の病院・診療所が近くにある
8	日用品を購入するスーパーや飲食店が近くにある
9	身近に頼れる人がいる
10	その他( )
11	特になし
12	わからない

**問20**

あなたの住宅の周りの環境が、子育てをする上で適しているかどうかについてお聞きます。(〇は1つだけ)

1	適している
2	どちらかといえば適している
3	どちらかといえば適していない
4	適していない
5	わからない

**子育て支援について**

**問21**

あなたは、子育て支援にはどのような施策やサービスが特に有効だと思いますか。(〇は3つまで)

1	妊娠・出産、乳幼児健診などを支える保健医療体制の整備
2	子育て支援に関する情報提供
3	子育ての不安や悩み相談の相談・支援体制の整備
4	親同士の助け合い活動や、地域での支え合い活動の体制整備
5	保育所の数や定員の増、保育サービスの充実
6	リフレッシュなどのために利用できる一時預かりサービスの充実
7	男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備
8	思考力や表現力等の育成やスポーツに親しみ環境の整備
9	非行防止など、子供が健全に育つための対策の充実
10	乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり
11	子育て家庭のための住宅施策の推進
12	障害のある子供とその家族への支援サービスの充実
13	生活困窮家庭への支援
14	ひとり親家庭の自立支援(就業機会の確保など)
15	その他( )
16	特になし
17	わからない

**児童虐待について**

子育てへの不安など、様々なストレスがきっかけになり、子供への虐待が始まる場合があります。虐待は、子供の健全な発育・発達を損ない、心身に大変深刻な影響を及ぼします。次世代を担う子供たちの健やかな育成のため、東京都では、児童虐待の未然防止や早期発見などの取組を強化しています。

**問22**

虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、区市町村又は児童相談所への通告義務があることを知っているかどうかについてお聞きします。  
(〇は1つだけ)

1	通告義務があることを、通告先も含め知っている
2	通告先は知らないが、通告義務があることは知っている
3	知らない

- ◆ 児童虐待防止法は、「虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに区市町村又は児童相談所へ通告しなければならない」と義務付けています。(同法第6条第1項による)
- ◆ 虐待かどうかはつきりしない場合も通告義務があります。たとえ虐待ではなかったとしても、連絡をした人の責任が問われることは一切ありません。
- ◆ 連絡をした人に関する個人情報必ず守られます。
- ◆ 主な通告先  
虐待に気づいたり、虐待を疑ったら、区市町村（子供家庭支援センター（※1）など）、児童相談所（※2）または児童相談所全国共通ダイヤル（※3）へ通告してください。
- ※1 子供家庭支援センターとは…  
子供と家庭に関するあらゆる相談（子育ての悩み、育児相談、虐待相談など）に応じる窓口です。
- ※2 児童相談所とは…  
子供に関する様々な相談に応じ、必要な助言を行う窓口です。また、緊急に保護を必要とする場合には子供を一時的に預かります。
- ※3 児童相談所全国共通ダイヤルとは…  
虐待を疑った時に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。3桁の番号「189」（いちややく）に電話をすれば、お近くの児童相談所等につながります。

**障害者支援について**

**問23**

東京都は、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）を平成30年10月に施行しました。  
以下の条例の内容を知っているかどうかについてお聞きします。  
(〇はそれぞれ1つずつ)

項目（条例の内容）	回答
① 事業者（注）が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること等が禁止されている。（※1）	1 知っている 2 知らない
② 事業者は、負担が重すぎない範囲で、障害のある人に対して障害の特性に応じた対応を行わなければならない。（※2）	1 知っている 2 知らない
③ 東京都は、東京都障害者差別解消条例の趣旨や内容を周知し、障害に関する理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組み必要がある。	1 知っている 2 知らない

(注) 事業者とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗のことなどで、個人事業者やボランティア活動をするグループを含みます。

**「東京都障害者差別解消条例」の概要**

- <東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して>
- ◆ 平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）が施行されました。
- ◆ この条例では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務化しています。
- ※1 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？  
この条例では、行政機関や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどを禁止しています。
- ※2 「合理的配慮の提供」とは？  
障害のある人は、社会の中にあるバリア（障害のある人が利用しにくい施設、設備、制度、慣行など）によって生活しづらい場合があります。この条例では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意図が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。



**問24** 障害のある人の就労に向けた企業などの取組として、どのようなことが特に重要だと思いますか。(〇は3つまで)

1	障害のある人の雇用の促進(※1)
2	障害のある人に配慮した建物・事業所等の構造・設備の改善・整備(バリアフリー化を含む。)
3	職場の上司や同僚の理解
4	日常業務等のサポートをする社員などの配置・相談体制の充実
5	体験実習の実施・実習生の受入れの拡充
6	職場における訓練や研修の機会の充実
7	特性や能力に応じた人員配置や業務の見直し
8	就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等(※2)や特別支援学校、就労支援機関との連携
9	その他( )
10	特にない
11	わからない

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業、国、地方公共団体などは一定の割合(例：常用労働者数43.5人以上規模の民間企業は2.3%)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならないとされています。

※2 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行っている事業所等

**問25** 障害のある人どい人が共に地域社会で暮らしていくために、行政の施策として、どのようなことが特に重要だと思いますか。(〇は3つまで)

1	障害のある人への理解を深めるための教育及び啓発・広報活動
2	ボランティア活動の育成・支援
3	障害のある子供の学校教育や相談・支援体制の充実
4	就労の機会の確保、職業訓練の充実
5	保健医療サービス・リハビリテーションの充実
6	年金や手当の充実
7	相談員やホームヘルパーなどの在宅サービスの充実
8	福祉機器や情報機器の開発・普及
9	障害のある人に配慮した公共建築物や公共住宅、交通機関の改善・整備
10	点字や手話、字幕放送などによる情報提供の充実
11	住宅のバリアフリー化の普及促進
12	スポーツや文化活動・交流活動の推進
13	グループホーム(※)など居住の場の整備、入居支援
14	災害時の救出・救護体制の整備
15	その他( )
16	特にない
17	わからない

※ グループホームとは…  
知的・精神障害等のある人が共同生活を行う住居で、地域で自立した日常生活を営むための援助、相談支援、日中活動の利用支援などを行っています。

地域福祉について

問26

あなたは、現在お住まいの地域に、困ったときに相談したり、頼ったりできる人はいませんか。(Oはいくつでも)  
※ 同居している家族などの世帯員を除く。

1	近隣住民
2	親族
3	友人、知人
4	保育所・幼稚園・学校の先生
5	子供の保育所・幼稚園・学校の保護者
6	ホームヘルパーなど民間サービス事業者
7	かかりつけ医師
8	民生委員・児童委員(※1)
9	区・市役所などの職員
10	社会福祉協議会の職員(※2)
11	NPO・ボランティアの人(※3)
12	その他( )
13	相談したり、頼ったりできる相手がない

※1 民生委員・児童委員とは…

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の社会福祉の向上のために活動する無報酬の公務員(都道府県の特任職)で、地域で援助を必要とする人の相談に応じ、関係機関への橋渡しをしています。

※2 社会福祉協議会とは…

地域福祉を推進することを目的に、社会福祉法に基づき設置されている非営利の民間団体で、都道府県、市区町村において、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援など様々な活動を行っています。

※3 NPO (Nonprofit Organization)とは…

様々な分野(福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など)の社会貢献活動を行う、民間の非営利組織です。

問27

お住まいの地域で災害が発生した場合に、ひとりで避難することが困難な方(例えば、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、病人・ケガ人など)に対して、何らかの協力ができるかどうかについてお聞きします。(Oはいくつだけ)  
※ご自身や家族の安全はおむね確保されていると仮定して、お答えください。

1	進んで協力する
2	求められれば協力する
3	協力できない
4	わからない

問28 (次のページ)へ

問27-1 どのような協力ができると思いますか。(Oはいくつでも)

1	安否の確認
2	救出・救助
3	避難場所への誘導
4	家族や親族・知人への連絡
5	災害状況や避難情報などの伝達
6	一時的な保護・預かり
7	介護や応急手当
8	相談相手や話し相手
9	その他( )

**問28**

(1) あなたは、この1年間に以下のような活動をしましたか。  
(2) また、今後参加したい活動はありますか。

活動内容	(1)1年間の活動の有無 〔〇はそれぞれ1ずつ〕		(2)今後の参加意向 〔〇はそれぞれ1ずつ〕		
	活動した	活動してない	参加したい	参加したいが様々な理由により参加できない	参加したくない
① 趣味・学習・スポーツ活動	1	2	1	2	3
② 自治会、町内会、老人クラブ、NPO団体などの役員・事務局活動	1	2	1	2	3
③ 地域行事(地域の催し物の運営、祭りの世話役など)を支援する活動	1	2	1	2	3
④ 環境保全、環境美化、リサイクルなどの活動	1	2	1	2	3
⑤ 地域の伝統や文化を伝える活動	1	2	1	2	3
⑥ 防犯や災害時の救援・支援をする活動	1	2	1	2	3
⑦ 一人暮らしなど見守りが必要な高齢者を支援する活動	1	2	1	2	3
⑧ 介護が必要な高齢者を支援する活動	1	2	1	2	3
⑨ 障害のある人を支援する活動	1	2	1	2	3
⑩ 子供の登校の見守りや学習の支援	1	2	1	2	3
⑪ 青少年の健やかな成長・非行防止のための活動	1	2	1	2	3
⑫ 子育てを支援する活動	1	2	1	2	3
⑬ 外国人を支援する活動	1	2	1	2	3
⑭ その他	1	2	1	2	3

**社会的孤立について**

**問29**

あなたは、この1年間に、孤独を感じたことかどのくらいありますか。  
(〇は1つだけ)

1	よくある
2	ときどきある
3	ほとんどない
4	全くない

問30 (次のページ)へ

問29-1

あなたは、どのようときに孤独を感じますか。  
(〇はいくつでも)

1	ひとりであるとき
2	人とのコミュニケーションがないとき
3	自分の考えが周囲の人に理解されないとき
4	相談できる人がいないとき
5	頼れる人がいないとき
6	家族や親しい人と別れたとき (死別、引越など)
7	気分が落ち込んでいるとき
8	体調が悪いとき
9	その他 ( )

**地域共生社会について**

**問30** 「地域共生社会」(※1)という言葉やその意味についてお聞きします。  
(○は1つだけ)

1	以前から言葉も意味も知っていた
2	言葉は知っていたが、意味は今回始めて知った
3	言葉も意味も、今回始めて知った
4	その他 ( )

※1 地域共生社会とは…  
高齢者や障害者といった福祉の制度・分野ごとの「縦割り」の支援のあり方や、「支援する側」「される側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源(※2)が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会  
※2 「資源」の具体例  
地域における相談支援サービス、福祉サービス事業所等のほか、ボランティア、自治会、ご近所付き合い等も含まれます。  
(参考：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」)

**問31** 地域共生社会においては、地域住民であるあなた自身も当事者として、その担い手として期待されています。このことを知っているかどうかについてお聞きします。  
(○は1つだけ)

1	知っていた
2	今回始めて知った
3	その他 ( )



(出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より)

**生活困窮者への支援について**

**問32** この1年間に、あなたの生活水準に変化があったかお聞きします。  
(○は1つだけ)

1	生活水準が下がった
2	特に変化がない
3	生活水準が向上した
4	その他 ( )

**問33** 生活に困窮する方を支援するための以下の制度があるのを知っているかどうかについて、また、あなた自身が生活に困窮し、制度の利用が可能となった場合に利用する意向があるかどうかについてお聞きします。  
(○は、(1)、(2)ともに、①から⑤までそれぞれ1つずつ)

	(1)知っているか		(2)利用したいか	
	知っている	知らない	利用したい	利用したくない
① 生活保護制度(※1)	1	2	1	2
② 生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金など)(※2)	1	2	1	2
③ 生活福祉資金貸付制度(※3)	1	2	1	2
④ TOKYOチャレンジネット(※4)	1	2	1	2
⑤ 受験生チャレンジ支援貸付事業(※5)	1	2	1	2

※1 生活保護制度とは  
生活保護は、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護を受けることは国民の権利です。  
なお、生活保護の申請等の相談は、お住まいの各区市町村を管轄する福祉事務所で行うことができます。

※2 生活困難者自立支援制度（住居確保給付金など）とは  
複合的な課題を抱える生活困難者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行うほか、離職等により住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給等の各種支援を行う制度です。  
なお、生活困難者自立支援制度（住居確保給付金など）の申請等の相談は、お住まいの各区市町村を管轄する自立相談支援機関で行うことができます。

※3 生活福祉資金貸付制度  
低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、経済的自立や社会参加の促進を図る資金貸付制度であり、総合支援資金、教育支援資金等があります。  
なお、生活福祉資金貸付制度の申請等の相談は、お住まいの地域の民生委員又は区市町村社会福祉協議会で行うことができます。

※4 TOKYOチャレンジネット  
住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら、不安定な仕事に就いている方や離職者等に対して、居住支援、生活支援、就労支援等を実施する制度です。  
なお、TOKYO チャレンジネットの利用等の相談は、東京都健康トラサハイシアで行うことができます。

※5 受験生チャレンジ支援貸付事業  
学習塾等の受講費用、高校・大学の受験料を捻出できない低所得者に対して貸付を行うことにより、低所得世帯の子供を支援する制度です。  
なお、受験生チャレンジ支援貸付事業の申請等の相談は、お住まいの地域の受験生チャレンジ支援貸付事業相談窓口（福祉事務所又は社会福祉協議会等）で行うことができます。

**福祉人材対策について**

**問34**

福祉・介護の仕事に対し、どのようなイメージをお持ちですか。  
(〇は最も近いもの1つだけ)

1	資格や専門知識を生かせる仕事である
2	ライフ・ワーク・バランスを保つて働くことができる仕事である
3	人の役に立っていることが実感できる仕事である
4	体力的・精神的にきつくて、仕事の内容の割に給与水準が低い仕事である
5	昇進・昇給が難しく、将来に不安がある仕事である
6	その他 ( )

**問35**

問34のイメージをどうして持たれましたか。  
(〇はいくらつでも)

1	家族の介護をした経験から
2	福祉・介護の仕事の経験があるから
3	ボランティアをした経験や福祉施設を見学したことがあるから
4	人の話から
5	テレビ・新聞・雑誌などの情報から
6	インターネットのプロゲやSNS (ツイッター、フェイスブック) などの情報から
7	その他 ( )

**問36**

福祉・介護の仕事にイメージを持たれる方もいますが、どうしても、そのようなイメージを改善できると思いますか。(Oはいくつでも)

1	給与水準の引き上げ、キャリアアップの仕組みの整備など雇用面での処遇改善
2	介護ロボットやICTの活用(※1)、休暇制度の充実などによる労働環境の改善
3	テレビ・雑誌などの媒体を活用したイメージアップに向けた広報
4	働きやすい職場づくりに取り組む福祉・介護事業所を公表する制度(※2)の充実
5	労働条件や職場環境に関する行政の適切な指導・監督
6	その他( )

※1 見守りセンサーの活用やモバイル端末によるケア記録の共有、クラウドサービスによる業務効率化など

※2 東京都では、職場環境の整備に取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表する「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業」を実施しています。

**問37**

ハローキティが「TOKYO 福祉のお仕事アンバサダー」として、活動していることを知っているかどうかについてお聞きます。(Oは1つだけ)

1	知っている
2	知らない

平成30年度に、ハローキティは「TOKYO 福祉のお仕事アンバサダー」に就任しました。動画や冊子などに登場したり、各種イベントに出演し、福祉のお仕事の魅力ややりがいをお伝えしています。

その他にも「TOKYO 福祉のお仕事アンバサダー事務局」Twitterで福祉に関する情報発信をしています。



キティちゃんが登場する動画はこちらから！



Hello Kitty © 2021 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. 1528087

**感染症対策について**

**問38**

あなたは、新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以降、感染症予防のために行っていることはありますか。(Oはいくつでも)

1	こまめに手洗いを行ったり、アルコール消毒を行っている
2	マスクを着用している
3	不要不急の外出は控えるようにしている
4	定期的な体温測定などの健康管理をしている
5	こまめに換気をしている
6	手指がよく触れる場所の清掃・消毒をこまめに行っている
7	なるべく混まない時間や場所を選んで行動をしている
8	周りの人と距離を取るようになっている
9	同居者と使用するものを使い分けている
10	不特定多数の人が触るものに触れないようにしている
11	感染症対策を行っている店舗を選んで利用している
12	その他( )
13	特に対策は行っていない

**自由意見**

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、ご自身の生活への影響や不安に思うこと、東京都へのご意見がありましたら、お聞かせください。

Blank lined area for free opinion.

2 東京都の福祉保健行政に関してご意見やご要望がありましたら、お聞かせください。

Blank lined area for free opinion.

- ◆ 長時間におたたりご協力いただきまして、ありがとうございました。
- ◆ この調査の結果は、まごまり次第公表し、東京都の福祉保健施策の重要な基礎資料とします。

<この調査についてのお問合せ先>

東京都福祉保健局 総務部 総務課 福祉保健基礎調査担当

電話 平日 03-5321-1111 (代表) 内線32-017

土日 03-5320-4011 (直通)

受付時間は、午前9時から午後5時30分までです。

※土日、11月7日(日曜日)まで電話受付していません。

FAX 03-5388-1400

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

